

農地改革の歴史的性格
(1973年度歴史学研究会大会報告：
歴史における民族と民主主義)：(現代史部会
現代における変革の課題)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000358

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



現代における変革の課題

農地改革の歴史的性格

西田美昭

カストロ運動の革命性とその形成過程

恒川恵市

大躍進期における大衆運動

上原一慶

—労働者の企業管理への直接参加を中心として—

討 論 要 旨

農地改革の歴史的性格

西田 美昭

はじめに

「所得倍増」政策という名の「高度経済成長」政策にリンクするかたちで1961年、「自立農家」育成を名目とする農業基本法が制定された。しかし、現実に進行した事態は、農業人口の大幅な都市への流出と農家総兼業化ともいうべき事実であったことは周知のとおりである。そして、ついに70年には農地改革の成果を法制化した農地法の「改正」を強行し、いっそうの農業破壊への道をひらいた。

このような急速な事態の進行のもとで、すべてを日本農業の零細性の責任に帰する財界とこれに追隨する農林省当局の無責任な議論（拙稿「戦後農政の基調と労農同盟論」『歴史評論』255号、34～36ページを参照）とは別に、今日の土地所有の性格をどう規定するかについての真剣な議論が起こってきているのは当然である。そして議論の核心はいうまでもなく、今日の自作農的土地所有＝零細私的所有をそもそも農民にとってなんら展望をもちえない「零細地片の単なる集積体としての零細農耕」とみるか、それとも上からの改革の結果として「未完成」にされ、またその後、独占資本の収奪にさらされることによって「歪曲」されたが、ともかくまより発展させる価値のある「農民的土地所有」とみるか（同上、31ページの注参照）という点にある。この点は、農地法「改正」後の急速な農業破壊の進行にたいして、農民がどういう展望をもってたたかっていくべきかを定める最重要点をなしており、理論的説明がいそがれているわけである。

ここでこの問題に全面的にこたえることはとうていできないが、本稿では、今日の自作農的土地所有の直接の起点をなす農地改革に焦点をあて、この土地所有の歴史的な性格を明らかにすることを試みたいと考える。もちろん、農地改革についての研究史は膨大な量に達するが、これらの大部分は改革の時期から農地法制定の1952年の時期に集中し、その問題視角も農地改革法は地主的改革か農民的改革か、上からの改革か下からの改革か、そして結局のところ農地改革によって地主制は廃絶されたのかされなかったのかという点に集約され（代表的な論文の要点は農政調査会『農地改革に関する諸論説』(1)、(2)1959年3月に収録されている）、農地改革後の土地所有の基本的性格を歴史・具体的に明らかにする点ではきわめて不十分であったといわざるをえない。今日、自作農的土地所有についての議論が盛んにおこなわれざるをえないこと自体、従来の農地改革研究がこの点を十分解明しえていなかったことに影響されている。

ではいかにして農地改革によって創出された自作農的土地所有の性格を明らかにするかということであるが、一応、マルクスが分割地所有についての分析のなかでしめた基準——これは歴史的環境が違うのでそのままあてはめることはできないが——を参考にしつつの三つの分析基準を設定したいと考える。第一は、改革後の自作農は「何らの借地料も支払」わない自由な土地所有者であるかどうか、つまり、「彼の主要生産用具、彼の労働および彼の資本のための不可欠な就業場面、として現象する彼の土地——の自由な所有者」（『資本論』第3巻、第47章、邦訳・長谷部訳、青木書店第5分冊、1133ページ）であるかどうかということ。第二は、改革後の自作農的土地所有が、地主的土地所有の解消形態として創出されたかどうか（同上、1136ページ、マルクスは分割地所有について「封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つとして見出す」としている）、つまり、歴

史・具体的に地主的土地所有否定の運動の所産として創出されたかどうかということ。第三は、この自作農的土地所有のもとで、事実として生産力を発展せしめたかどうか、つまり、この土地所有形態は「農業そのものの発展のためには必要な一過点」（同上、同ページ）であるかどうかということである。

これら三点が確定できれば、ほぼ改革後の自作農的土地所有の性格も確定できると考えるが、筆者の力量不足から主として第二の点にしぼって分析し、必要なかぎり第一・第三の点との関連を、考えるというようにしたい。

I 戦前小作争議の性格と地域的特質

大正中期以降、日本農業の支配的生産関係である地主的土地所有は、農民的小商品生産の進展とともにその矛盾を深め、現実に地主的土地所有を批判するものとして小作争議が展開することにより解体の方向を余儀なくされる。そして、この地主的土地所有の解体の方向をめぐるはげしく争われたのが小作争議にほかならないと考える。結論からいえば、解体の方向には基本的につきの二つ、すなわち小作料減免の追求により小作地を実質的に農民的所有に帰せしめる農民的改革方向と、土地売却（自作農創設による有償解放をふくむ）あるいは地主自作化をめざす、地主的再編方向があった。したがって、この二つの方向の対立・緊張関係のあり方・帰趨が小作争議の性格を基本的に規定しているといえる。

この点については多くの個別事例を取りあげ実証することが必要であるが、ここでは山梨県英村小作争議（永原・中村・松元・西田『日本地主制の構成と段階』東大出版会、1972年、第3章を参照）、新潟県「三升米」事件（拙稿「小農経営の発展と小作争議」『土地制度史学』38号）、北海道蜂須賀農場争議（拙稿「農民闘争の展開と地主制の後退」『歴史学研究』343号）の場合について簡単にその対抗関係の帰趨を確定しておきたい。

典型的養蚕水田地帯である英村の小作争議は、1930（昭和5）年養蚕等を中心的に営む中・上層小作層を指導者としつつも、下層小作層をもふくむ全小作階層が小作料の5～9割減免を要求することからはじまっている。しかし、地主側が訴訟を提起し、小作人側も小学生児童の同盟休校をおこなうなど争議が激烈になるにしたがって、指導者である中・上層小作農と下層小作農との利害の差異→行動の差異は明白となり、小作人側の団結は弱まる。そして、結局地主側の各個撃破政策、とりわけ自作農創設政策による指導者層の懐柔が強化されるとともに土地引揚げを恐れる下層小作農の脱落、上層の自作農

創設資金借入による裏切りという二つの動きがかきなりあい、小作争議＝地主的土地所有解体の方向をめぐる対立を地主側に有利に展開させた。

典型的水田単作・千町歩地帯で展開された「三升米」事件は、1922年、生産米検査規則の「改正」ともなる小作農の負担増分1俵につき3升を地主に要求することからはじまっている。この争議は北蒲原郡下全域にわたる大規模・広範なものに急速に発展し、村段階の地主会に所属する中・小の地主は、旬日をすぎないうちに要求を認めさせられてしまう。しかし、千町歩地主白勢家をはじめとする大地主層は、この要求を不当なものとして認めず、小作料請求訴訟に持ちこみ、以後長期戦の様相を呈する。そして、ついに1928年の総選挙の候補者問題から組織は真二つに割れ、下層小作層の脱落をはじめ、完全に地主主導の争議となってしまう。

小作制大農場で展開された蜂須賀農場争議の場合は、1920年、小作料値上げに反対することからはじまっている。そして大正期においては、ほぼ全農場小作人を結集し、小作料値上げ阻止・小作料減免をかちとっていく。しかし1927年、農場側が地主的土地所有の地主的再編策である「土地分譲」＝自作農創設を打ちだしてくるとともに小作人側の結束は乱れ、大部分の小作人が分譲を受け入れる態度をしめす。農民的改革方向は地主的再編方向に圧倒されたといえる。

以上、三つの事例からいえることは、各地域・各争議のおかれた諸条件の差異にもとづき多様な展開をみせているにもかかわらず、争議は小作人主導から地主主導へ、つまり、地主的再編方向が農民的改革方向を圧倒するということである（こういっただけからといって地主的土地所有が強化されたわけではもちろんなく、むしろ地主経済は破綻の方向を強めた——前掲(1)(3)の論文参照——。地主が強い態度で巻返しをはかっていく背後には地主経済の危機があったことを重視しなければならない）。そして、小作争議の展開過程におけるこのような変化は、全国統計のうえでは表1に示したように、3・15、4・16の弾圧、昭和恐慌を境にして、小作人側が提起する小作料減免争議を地主側が提起する土地返還争議が凌駕する過程に照応すると考えられる。つまり、昭和恐慌期をはさんで、小作争議の主導権は地主側に移行したということであり、全国的に地主的土地所有の地主的再編方向が農民的改革方向を圧倒したということである。

そしてここで注目しておきたいことは、表2に示したように、小作争議の地域的展開には大きなズレがみられることである。概して小作人主導の恐慌以前の第1期争議は、いわゆる西日本を中心とした近畿型が本場であ

農地改革の歴史的格 (西田)

表1 小作争議の推移

年 度	争議件数	小 作 人 の 要 求		結 末			
		小作料関係	小作権関係	妥 協	要 求 撤 回	要 求 貫 徹	未 解 決
1920	408	(85.7) 350	—	(62.5) 255	(1.2) 5	(12.9) 53	(19.3) 79
21	1,680	(83.8) 1,409	—	(79.7) 1,340	(0.8) 14	(6.4) 109	(11.3) 191
22	1,578	(96.7) 1,527	—	(51.6) 815	—	(5.4) 86	(37.5) 593
23	1,917	(97.6) 1,872	(0.7) 15	(75.6) 1,451	(1.6) 32	(4.6) 89	(16.6) 319
24	1,532	(93.5) 1,433	(1.5) 24	(74.9) 1,148	(2.0) 32	(4.8) 75	(16.5) 253
25	1,701	(88.8) 1,512	(7.6) 130	(50.2) 855	(0.7) 13	(2.9) 51	(44.8) 763
26	2,751	(84.4) 2,324	(11.3) 313	(73.6) 2,025	(0.7) 20	(3.6) 101	(21.1) 582
27	1,665	(73.1) 1,218	(21.0) 350	(50.8) 847	(0.5) 9	(3.6) 49	(45.1) 751
28	1,866	(66.3) 1,238	(24.8) 464	(67.5) 1,261	(1.5) 29	(3.2) 60	(27.4) 513
29	2,434	(65.5) 1,595	(28.8) 703	(66.3) 1,615	(2.5) 63	(5.2) 127	(25.2) 614
30	2,478	(54.7) 1,357	(40.1) 996	(49.8) 1,235	(4.2) 106	(16.5) 410	(28.3) 702
31	3,419	(56.0) 1,918	(38.4) 1,315	(60.7) 2,078	(2.4) 83	(12.1) 417	(23.8) 815
32	3,414	(42.8) 1,464	(42.9) 1,468	(61.5) 2,101	(1.7) 61	(14.0) 481	(21.0) 718
33	4,000	(32.1) 1,285	(57.6) 2,305	(64.2) 2,568	(2.3) 92	(13.0) 523	(19.0) 761
34	5,828	(42.5) 2,479	(45.7) 2,668	(64.5) 3,764	(2.6) 157	(15.8) 922	(15.5) 909
35	6,824	(42.1) 2,877	(44.7) 3,055	(75.1) 5,131	(2.3) 160	(5.5) 381	(15.6) 1,070
36	6,804	(31.1) 2,117	(53.9) 3,674	(75.8) 5,162	(2.4) 167	(4.3) 294	(16.2) 1,109
37	6,170	(29.0) 1,795	(56.8) 3,509	(78.1) 4,824	(1.7) 107	(4.4) 277	(14.3) 886
38	4,615	(29.6) 1,369	(52.4) 2,421	(78.4) 3,619	(1.8) 86	(5.7) 264	(12.8) 595
39	3,578	(30.2) 1,081	(45.9) 1,645	(82.7) 2,960	(2.5) 93	(3.8) 136	(9.4) 337
40	3,165	(34.7) 1,100	(44.6) 1,412	(66.9) 2,120	(2.7) 86	(14.8) 469	(13.9) 442
41	3,308	(37.2) 1,232	(39.7) 1,316	(67.4) 2,232	(5.5) 182	(19.9) 659	(2.4) 82

(注) 『小作年報』『農地年報』より集計。1920~22年の小作権関係は、分類項目がなかった。1922年の要求撤回も分類項目なし。第1期(1929年以前)、第2期(1930~1937年)、第3期(1938年以降)と考えておく。

表2 小作争議の地域的展開(1)

	第1期争議	第2期	第3期	
東北型	件数	1,964	13,106	5,191
	比重	(0.25) %	(1.72)	(0.68)
近畿型	件数	8,458	7,924	2,315
	比重	(1.36)	(1.27)	(0.37)
全 国	件数	19,091	38,937	14,666
	比重	(0.51)	(1.04)	(0.39)

(注) 1. 東北型—東北6県+茨城・栃木・新潟
近畿型—近畿6県+三重・岡山・香川

2. 比重は、1941年の自作・小作農家戸数で除したものである。

り、地主主導となる第2期争議では全国化しているが東日本を中心とした東北型に本場が移行している。さらに、争議の内容・質を地域的に検討した表3・図1によれば、近畿型における小作料減免争議の一貫した優位、争議規模の大、東北型における小作契約継続要求を主体とした

小作権関係争議の圧倒的地位、争議規模の小という対照的性格が明白に読みとれる。したがって、このような小作争議の地域的展開の結果として、地主に一定の譲歩を余儀なくさせた争議の一般的経験をもつのは近畿型であり、東北型では一般的にはこのような経験をもちえなかったと考えられる。事実このことは、表4に示した小作慣行調査にも明白に反映しており、近畿型における小作料額・率の低下は東北型のそれをしのいでいることが確認できる。この点は、農地改革実施過程にあらわれる地域的特質を考える場合重要なのでとくに指摘しておきたい。

恐慌後、地主的再編方向が農民的改革方向を圧倒する過程が進行することはすでに指摘したが、二つの方向の対立・緊張関係がなくなってしまったわけではもちろんなく、いぜんとして続けられる小作料減免争議の各地での継続、これから触れる自作農創設(以下、自創と略す)政策変更運動の展開がこれら二つの対立・緊張関係に微妙な変化を与えていることを逆に知る。

表3 小作争議の地域的展開(2)

県名	1926年(大正15年)								1932年							
	争議件数	小作人の要求		結末				争議件数	小作人の要求		結末					
		小作料関係	小作権関係	妥協	要求撤回	要求貫徹	未解決		小作料関係	小作権関係	妥協	要求撤回	要求貫徹	未解決		
青森	3	1	1	—	—	—	3	92	31	55	44	—	12	36		
岩手	2	—	1	1	—	—	1	3	—	2	3	—	—	—		
宮城	3	3	—	—	2	—	1	66	9	53	34	4	18	10		
秋田	10	7	3	7	—	1	2	260	99	135	118	13	31	94		
山形	28	8	19	19	—	3	3	217	46	158	115	3	57	38		
福島	9	7	1	8	—	—	—	116	34	71	46	3	18	39		
茨城	8	7	1	1	—	—	6	100	24	63	37	3	21	39		
栃木	24	20	4	19	—	—	5	88	41	41	49	1	14	23		
新潟	212	186	23	114	—	18	80	148	85	55	83	4	18	41		
小計	299	239	53	169	2	22	101	1,090	369	633	529	31	189	320		
(除新潟)	87	53	30	55	2	4	21	942	284	578	446	27	171	279		
三重	45	40	4	25	—	1	19	149	104	38	110	1	22	16		
滋賀	34	30	2	30	4	—	—	63	52	8	55	—	6	2		
京都	140	122	16	123	1	2	13	53	35	17	39	1	9	4		
大阪	384	340	31	302	—	6	74	63	47	13	49	—	2	12		
兵庫	395	348	33	317	2	14	58	98	65	30	74	1	10	13		
奈良	209	201	5	142	—	13	53	72	68	4	63	—	6	3		
和歌山	65	53	8	53	—	2	10	34	20	13	22	—	2	9		
山形	30	26	—	16	1	—	12	73	60	12	53	—	5	15		
岡山	65	65	—	40	1	1	23	71	22	38	50	3	12	5		
小計	1,367	1,225	99	1,048	9	39	262	676	473	173	515	6	74	79		
(除新潟)	(100.0)	(89.6)	(7.2)	(76.6)	(0.6)	(2.8)	(19.1)	(100.0)	(69.9)	(25.5)	(76.1)	(0.8)	(10.9)	(11.6)		
県名	1936年								1941年							
青森	362	76	259	159	1	26	176	108	30	51	53	3	28	1		
岩手	76	9	55	64	3	7	2	58	12	13	36	2	18	1		
宮城	369	42	304	338	6	11	13	178	41	129	157	11	2	—		
秋田	207	37	143	157	3	2	43	193	160	25	182	3	8	—		
山形	300	21	219	253	6	12	26	131	39	80	106	1	19	—		
福島	455	96	335	310	23	44	73	184	57	115	52	32	98	2		
茨城	183	22	136	158	5	1	17	52	9	41	29	2	21	—		
栃木	306	71	184	247	13	15	29	71	18	44	70	—	—	1		
新潟	207	92	87	142	3	9	50	5	5	—	—	—	4	1		
小計	2,465	466	1,722	1,828	63	127	429	980	371	498	685	182	198	82		
(除新潟)	(100.0)	(18.9)	(69.8)	(74.1)	(2.5)	(5.1)	(17.4)	(100.0)	(37.8)	(50.8)	(69.8)	(18.5)	(20.2)	(8.3)		
三重	232	113	89	95	2	6	129	40	13	19	16	—	8	16		
滋賀	60	33	15	51	—	2	7	40	24	5	38	2	—	—		
京都	50	39	9	41	1	4	3	4	2	2	3	—	1	—		
大阪	165	144	15	123	—	14	28	57	22	32	3	29	22	2		
兵庫	157	53	85	131	—	3	21	80	41	35	70	4	6	—		
奈良	102	91	6	91	1	3	7	92	83	9	52	—	40	—		
和歌山	39	11	20	25	1	3	10	21	13	8	17	—	4	—		
山形	217	148	58	174	3	6	32	46	19	19	38	—	—	8		
岡山	158	50	76	134	2	6	16	84	39	27	35	1	23	1		
小計	1,180	682	373	865	10	47	253	464	256	166	272	36	104	27		
(除新潟)	(100.0)	(57.7)	(31.6)	(73.3)	(0.8)	(3.9)	(21.4)	(100.0)	(55.1)	(35.7)	(58.6)	(7.7)	(22.4)	(5.8)		

(注) 『小作調停年報』(第三次)『昭和七年小作年報』『昭和十一年小作年報』『昭和十六年農地年報』より作成。

図1 小作争議件数・参加人員の比重

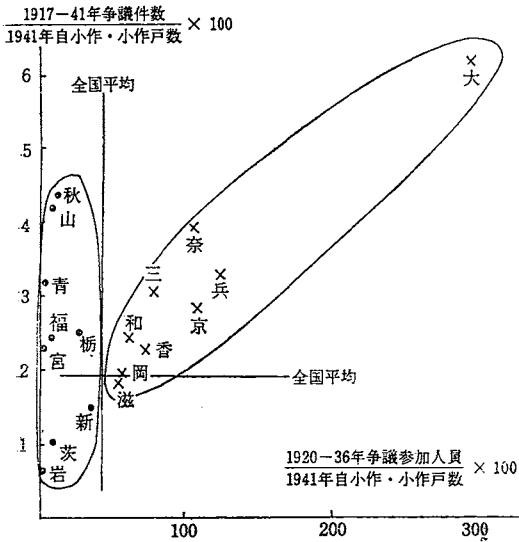


表4 小作料の変化

県名	実納小作料率			実納小作料額		
	1912年	1921	1936	1912	1921	1936
	%			石		
青岩	51.9	45.0	45.5	.804	.900	1.000
森手	59.4	54.2	50.0	.898	1.120	1.050
宮城	52.9	47.2	46.1	.755	.910	.945
秋田	54.3	51.1	47.6	.768	1.006	1.000
山形	54.7	48.1	48.0	1.001	1.300	1.200
福島	50.2	49.5	47.7	.830	.990	1.050
茨城	51.1	49.4	43.1	.806	.924	.886
栃木	54.7	52.0	48.8	.795	.886	.820
新潟	55.6	54.4	39.2	.906	.999	.830
平均	53.9	50.1	46.2	.840	1.003	.975
三重	51.2	48.8	43.9	.803	.810	.720
滋賀	50.0	52.6	44.4	.964	1.000	1.000
京都	55.8	53.3	47.3	1.023	1.049	.960
大阪	54.0	48.7	41.4	1.199	1.062	.932
兵庫	54.3	52.2	47.6	.992	1.200	.950
奈良	53.2	52.4	43.4	1.107	1.181	.920
和歌山	55.4	52.3	41.8	.977	.977	.920
山形	56.4	56.1	48.6	.968	1.025	.900
香川	49.2	48.0	44.1	.833	.934	.878
平均	53.3	51.6	44.7	.985	1.026	.908

(注) 1912年の数値は「大正元年及明治十八年小作慣行＝開スル調査資料」の一毛作田・中田をとった。1921年の数値は「大正十年小作慣行調査」の一毛作田・普通をとった。1936年の数値は「小作事情調査」(昭和13年3月)の一毛作田・普通をとった。これらは、すべて『農地制度資料集成』第1巻、1970年、お茶の水書房、に収録されている。なお、平均は、それぞれ9県の単純平均である。

先にふれた英村小作争議・「三升米」事件・蜂須賀農場

争議の場合、自創政策に対してどういう対応をしたか。英村の場合、争議指導者が自創資金を借入したあとの動きは史料的に確認できなかったが、県下の自作農資金関係町村が1932年、農家経済の悪化を理由に「自作農資金ノ償還期間ヲ五十年（従来は24年——筆者注）ニ延長スルコト」（拙稿「小作争議の展開と自作農創設維持政策」『一橋論叢』60巻5号）を県に要求していることがわかる。そして山梨県の町村長会が中心になって他県に呼びかけ、この運動は全国化する。自創資金を借入したということ自体は、地主的再編方式に乗せられたことを意味するが、自創政策の内容において地価を引き下げ、利率を下げ、償還年限を延長することをもとめるなら、これは明らかに地主的再編方向に一定の譲歩をもとめることであり、その意味で農民的改革方向に一步近づける動きとして評価しなければならない。

「三升米」事件の中心地金塚村では、町村長レベルでなく自創資金借入者が直接「維持会」なるものをつくって自創政策変更運動を展開している。これは一方で地主に断断されたとはいえず、あくまで未納を繰り返して小作料減免の要求をつらぬこうとする小作農民が存在したということが直接影響していると考えられるが、「飽迄所期ノ目的ヲ達スルコトヲ決議」（同上）するなど、二つの対抗関係により大きな緊張をもちこんでいることは間違いない。

かかる動きに押されて、農林省当局も一定の譲歩を余儀なくされ、1932年には3年以内の中間据置と利息の補給を認め、さらには、地価の算定を安くするために小作料金額から控除する課目をふやす。また、36年には3分5厘だった貸付利率を3分2厘に引き下げるといふ措置をとる。この変更運動は全国化するとともに一定の成果を生んだのである。

つぎに蜂須賀農場争議の場合であるが、ここでは二つの方向の対立・緊張という点でよりドラマチックな展開をとげている。1929年度の非分譲派の争議が小作料減免をかちとり、分譲派の小作人は「分譲規定」により小作料と実質変わらない年賦米を減免なしに支払わねばならないという経験をふまえ、1930年度には非分譲派との共同戦線のもとに分譲派農民はみずからを組織して地主に対抗する。しかも、分譲派の要求は年賦米の永久3割減など、年賦米と小作料という言葉を取りかえれば非分譲派の要求とまったく変わらないものになっているし、「分譲」を解約して非分譲派争議団に加盟する動きさえみせる。つまり、ここでは自創政策変更運動が完全に小作料減免の追求をめざす農民的改革方向に、回帰しているのである。

このように自創政策変更運動が全体として地主的再編方向に対立し、農民的改革方向に近づく側面をもっていただけからこそ、「土地不買」「自創政策反対」を主張していた全農も1932年「立法ノ精神ニ立脚シテ向フ一ケ年間元利金ノ返還期日ヲ延期サレシメトテ要請ス」(同前)という文書を農林大臣宛に提出し、この運動への支持を表明するのである。したがって、各事件・各地域のおかれた諸条件・力関係の差異によりさまざまな展開の違いを

ふくみつつも、自創政策変更運動はやはり小作料減免の追求により自由な農民的所有の実現をめざす農民的改革方向と、土地売却=自作農創設政策により債務を負った不自由な自作農の創出をはかる地主的再編方向という、地主的土地所有解体をめぐる二つの方向の対立・緊張関係のなかに位置づけなければならないと考える。

ではこのような自創政策をめぐる農民の動向を、東北型・近畿型という地域類型に即して見なおすとどういうことがいえるか。表5によれば、自創資金の貸付金密度は近畿型のほうではるかに高くなっていることが明瞭である。これは地価が西日本のほうで一般的に高いという事情もあるが、それだけ借入しうる経営的実力が近畿型のほうにより多くあることをしめしている。また、年賦金の滞納率は逆に圧倒的に東北型において高いことも明白である。これは、地主制がより強固に保たれ、小作料率も高い東北型において農業恐慌の影響がより深刻にあらわれた結果である。事実、表6によれば、生産力の違いとともに小作料率の違いが自創資金を借入した農家の経済状態の違いをもたらしている(「自作農創設維持補助規則」による標準価格—購入しようとする土地の価格—は、小作料金額から地租および地租附加税またはこれに準ずべき地方税を控除し、その残額を0.0627をもって除したものである)のであり、東北型における小作農民は、より地主的利益にかなった相対的高地価・高年賦金のもとにおかれていたといえる。そしてこのことは、東北型では一般的には小作料減免という農民的改革方向の経験をもちえなかったという事情の結果であることはいうまでもない。

表5 自創資金貸付・滞納状況

県名	自創資金貸付金額の比重	1933年滞納割合	
		円	%
青森	68.11		63.2
岩手	61.84		54.8
宮城	77.07		40.3
秋田	67.45		38.3
山形	44.62		54.6
福島	57.38		81.0
茨城	24.12		78.0
栃木	56.27		28.5
新潟	48.69		66.3
平均	56.17		56.1
三	96.26		4.2
滋	106.90		24.5
京	109.66		2.4
大	84.08		8.7
兵	73.24		3.3
奈	70.91		0
和	191.16		20.5
岡	56.48		8.5
香	77.33		1.2
平均	96.22		8.1

(注) 自創資金貸付金額の比重は、1941年「農地年報」所載の1926~1941年の総貸付金額を1941年自作・小作農家数で除したものである。1933年滞納割合は、1932年度に納入すべきもののうち1933年に未納となっているものの割合である。出典は農林省農務局「自作農創設維持資金ノ昭和七年度ニ於ケル償還状況」。

II 戦時下における農民の動向と戦時農業政策の矛盾

昭和恐慌を境として、地主的土地所有の地主的再編方向が農民的改革方向を圧倒するようになったが、なお自

表6 秋田・兵庫の反当小作料・償還金の比較(1932年)

		反当収量A	反当小作料B	公租公課C	A-(B+C)	償還金D	A-(C+D)
秋田	数量	石 1.65	石 1.1				
	価格	円 28.88	円 19.25	円 4.50	円 5.13	円 21.42	円 2.96
兵庫	数量	2.70	1.3				
	価格	47.25	22.75	2.00	22.50	31.15	14.10

(注) 農林省自作係「自作農創設維持事業=関東各道府県ノ意見概要」より、数値のわかる秋田・兵庫のモデルを抜き出したもの。ただし、米価は、石17円50銭(秋田)とした(兵庫の場合は20円50銭であるが)。

創政策変更運動等のかたちでこの二つの方向の対立・緊張関係が存在していたことは以上に指摘したとおりである。そこでつぎに、これらの対立・緊張関係は人民戦線事件をきっかけとして農民組合組織自体の分解・ファシズム支持団体化がすすみ、戦時体制＝総動員体制に突入していくなかで、どのように推転・変化するかを追求しよう。この時期になると史料制約も多くなるが、できるだけ既存の史料を生かすかたちで分析してみたい。

先にしめた表1によりこの時期の小作争議の動向をみると、第一に小作争議は戦時体制に入る1937年以降急速に減少している。しかし第二に、その内容においては、小作料減免・永久減免などの小作料関係争議の割合が増加し、地主の土地引揚げに基因する小作権関係争議の割合が減少していることが注目される。また、第三に争議の結末においても39年を底として小作人の要求貫徹の割合が増加することが指摘できる。つまり争議は基本的に弾圧・禁止され、争議件数が激減するという状況のもとではあるが、争議の内容においてふたたび小作人主導型のもが増加し、結末も小作人側有利のもが増えていく点を注目したいのである。

表3により先にしめた東北型・近畿型という地域類型に即してみるとどういふことがいえるか。第一に、準戦時体制期・戦時体制期にいたってもなお、東北型・近畿型という争議の型の違いは歴然としており、近畿型における小作料関係争議の優位、東北型における小作権関係争議の圧倒的地位を知ることができる。第二に、東北型における小作料関係争議割合の急伸、近畿型における停滞が注目される。そして第三に、東北・近畿いずれの型においても全国的傾向と同じく、小作人の要求貫徹割合の増加がみられることである。つまり、地主的土地所有解体の方向をめぐる対立・緊張関係のあり方の違いにもとづく型の差異は、戦時統制下においても引き継がれているが、地主的再編方向が圧倒していた東北型における変化がいちじるしく、地主的方向の後退、農民的方向の急伸がみられるのである。もちろん、農林省の小作争議統計にあらわれた変化をあまり過大に評価することはできないが、これから触れる戦時統制経済・農民団体の動向等を合わせて考えるなら、これら統計にあらわれた変化には十分注意しなければならないと考える。

そこでつぎに農民団体等の動向を、地主的土地所有解体の方向をめぐる二つの対抗という視点から整理してみたい。先に述べたように、農民組合は1937年に全国農民組合が分解したのち、大日本農民組合・日本農民連盟等の右翼組合に衣がえしてしまい、階級的立場を明確にした農民組合は絶無となってしまう。そのかぎりでは、農

民的改革方向を積極的に押しすすめる組織は壊滅せしめられたといえる。しかし、日中戦争の開始は、出征による農業労働力の不足、肥料の絶対的不足という農業生産力低下の諸条件を形成させ、結局、政府をして農業生産力の維持増大策をとらざるをえなくさせる。そして、農業生産力の維持増大策の一つとして生産者の地位保障がとりあげられ、農地調整法・小作統制令等が制定される。これらの法令は、地主的土地所有を制限するという点ではきわめて不十分であったことはいうまでもないが、地主的土地所有になんらかの手をくださざるをえないことをしめた点では画期的としなければならない。そしてこうした政府の動きに刺激されるかたちで大日本農民組合等の農民組合は、土地制度改革という一点に的をしぼって、1939年、農地制度改革同盟を結成したのである。

もちろん、この農地制度改革同盟も「農村に課せられた国家的重大使命を完遂すべく、農地制度改革の大旗を翻し」（農地制度資料集成編纂委員会『農地制度資料集成』第10巻「解説」106ページ）と宣言で謳っているように、戦争遂行支持団体であることには変わりない。しかし、地主的土地所有にどう対処するかという点では注目すべき見解をしめしているのである。すなわち、農地制度改革同盟の土地制度改革案は自作農創設による地主的土地所有の解消を主張しており、そのかぎりでは地主的再編方式を支持しているようにみえるが、「現在ノ自作農創設政策ハ、小農ノ土地所有慾ニ便乗シテ地主土地売逃グノ一方法デアツテ、不合理ナル高率小作料ガ地価算定ノ基準トナツテキル。ソノ結果、創設自作農ハ小作農デアツタ当時ヨリモ、負担ガ重クナル、即チ現在ノ小作料ヲ貨幣ニ換算シテ額ヲ、豊凶ニ拘ラズ元利トシテ支払ヒ、ソノ上ニ土地所有者トシテ公租公課ヲ負担スルワケダカラ、結局、創設自作農タルコトニヨツテ、ヨリ多クノ損失ヲ蒙ルノdeal」（同上、663～665ページ、「農地制度改革方針」）として、従来の自創政策を根本的に批判しているうえで主張されている。そして最終的には古めかしい家産制自作農制をめざしているとはいえ、その方法は「我々ガ目的トスル自作農政策ハ、現行ノ不合理ナ小作料ノ強制引下グヲ行ツテ、小作料ノ適正化ヲ計リ、コノ適正化サレタ小作料、例ヘバ全収穫高ノ二割五分位ニ引下グタ小作料ヲ基準トシテ地価ヲ算定スルトイツタ具合ニ」（同上）やれということであり、きわめてドラストックな内容をふくんでいるとしなければならない。いわばかたちのうえでは地主的再編方向に乗っているながら、その内実においてはとうてい地主が容認できないほど、農民的改革方向に近づいているのである。

一方、帝国農会をはじめ、地主の意向を強く反映して

いる団体はいかなる農地制度改革案を主張していたか。1940年、帝国農会は農村計画の樹立と農地制度の改善を主張するが、農地制度の改善については自作農創設維持が大きな柱となっている。しかし、自作農創設の方策については、改革同盟の場合と違ってきわめてあいまいに「自作農地ノ価格算定、資金ノ融通、償還方法等ヲ定ムルニ当リテハ自作農保全ヲ眼目トナスベキコト」（同上、690～700ページ、第5節「各種団体の農地制度に関する意見」）と述べているにすぎない。また小作条件についても「速ニ地価及小作料ノ他条件ヲ適正化セシムル方途ヲ講ズルコト」（同上）とこれまた一般的にすぎる。要するに、農地制度改革にたいする熱意が乏しいのが特徴である。

つぎに大政翼賛会は、衆院部農林部門審査報告として「農地制度改革要綱」を出し、ここでははっきりと「土地ノ国有及ビ小作権強化ノ方策ハコレヲ採ラザルコトシ自作農主義ノ強化徹底ヲ期ス」（同上）として、農民的改革方向を拒否し、地主的再編方向を支持する態度を明らかにしている。また、自作農創設の方式にしても「創設サレタル自作農家ノ自作地購入資金ノ元利償還年賦額ハ、従来ノ小作料ヲ超エザル限度トスルベキコト」（同上）として、なんら積極的に地主的土地所有に制限をくわえようとする意思をしめしていない。

農会を地盤とする議員よりなる農政研究会は、1942年「食糧政策基幹対策要綱」を発表し、自作農創設を強調する。そして自作農創設の場合の農地価格について「市町村農地委員会又ハ農地評価委員会等適当ナル機関ニ於テ相当ト認ムル価格ヲ以テ買収スルコトヲ得ルモノトスルコト 但シ右相当ト認ムル価格ニ付異議アル関係者ハ再議ノ申立ヲ為スコトヲ得ルモノトス」（同上）として、むしろ地主の異議申立に道をひらいているのである。

また産業組合を地盤とする議員よりなる農村議員同盟は1942年「農地政策要綱」をまとめているが、このなかでやはり自作農創設を主張している。そして「自作農創設ノ為メ農地ノ移転ノ行ハルル場合ハ農地ノ売買価格ハ農地等価格統制令ノ規定ニ拘ラズ農地委員会ハ双方ノ間ヲ斡旋シ、地方長官ノ認可ヲ受ケ、地方ノ実状ニ即シ協定価格ヲ決定スルコトヲ得ルモノトスルコト」（同上）として、戦時統制法令を無視してまでも、地方の実情に即した高い水準の農地価格を露骨に主張している。

以上みてきたように戦時体制下ではすべての団体が戦争遂行支持を表明し、真に農民的利益を擁護する団体は姿を消してしまうが、こと農地制度改革の方向の問題になれば大きな主張の違いがあることが確認できる。つまり、侵略戦争の継続自体がおよそ無理な農業生産力の増

強を要求しているだけに、農業生産力の発展をはばんでいる地主的土地所有の制限ないし解体が急速に前面におしだされ、この解体方向をめぐって二つの対立・対抗がより鮮明になったといえる。その意味では、戦時体制下においても地主的土地所有解体の方向をめぐると対立・緊張関係は継続・増大し、決して減少しなかったといえる。

しかし戦時統制経済下にある以上、これらの対立・緊張関係が自立的に引き継がれ、そのまま発展していくとみることができないのはいうまでもない。むしろ戦時統制経済に触発されて対立・緊張関係が鮮明になったのであり、その対立・緊張関係の帰趨を決定的ならしめていくのは戦時統制経済そのものであると考えられる。そこで自創政策の整備拡充、戦時農業統制等の政府の政策が、これら二つの対立・緊張関係の帰趨にどのように影響していくかを簡単に述べてみたい。

戦時農業統制の最大の狙いが農業生産力の増強にあったことはいうまでもない。しかし生産力の発展をはばんでいる地主的土地所有を直接本格的に制限するものではなく、せいぜい1938年に制定された農地調整法が小作契約の第三者にたいする対抗力を認めたこと、39年の小作料統制令が小作料の引上げの禁止といちじるしく不当な小作料の引下げを規定したこと、41年の臨時農地価格統制令が農地価格の一般的引上げを禁止したくらいにとどまっていた。

また農村の安定と農業生産力増大の切札として用意されていた自作農創設も、1939年以降、毎年のように膨大な計画が出されながらもほんのわずかしか実施されず、（同上、「解説」99～103ページ）、その効果はきわめてかぎられたものであったことは周知のとおりである。これは、これらの計画が高額現物小作料を基礎に地価を算定するという地主的再編方向を強力にとろうとしたため、所要資金が膨大となりすぎた結果である（1942年1月20日付の「自作農創設計画」によれば、200万町歩を対象に、土地価格総額75億円と膨大な資金が必要になっている）。つまり、戦時体制を構築するという理由で農民組織を潰滅させ、農民的改革方向を押し潰したうえで地主的再編方向をとっているかぎり、農業生産力の飛躍的発展が望めないのは当然であり、逆に戦争遂行上の大きな矛盾となっていく。にもかかわらず、自創政策は1943年、農地調整法施行令等の改正により、従来の自作農創設維持補助規則以来の標準価格算式を廃止し、臨時農地価格統制令による統制価格によるとして若干の改善をみせたにすぎない。

しかし、侵略戦争の継続を前提とするかぎり、生産力の増強は依然として至上命題であり、なんらかのかたち

表7 二重米価制の展開

	基本米価	生産奨励金	補給金	生産確保補給金	地主米価	生産者米価
	円					
1941年産米	44.00	5.00			44.00	49.00
42年産米	44.00	5.00			44.00	49.00
43年産米	47.00	5.00	10.50		47.00	62.50
44年産米	47.00			15.50	47.00	62.50
45年産米						
45年4月5日決定	55.00			37.50	55.00	92.50
45年11月17日決定	55.00			95.00	55.00	150.00
46年3月1日決定	55.00			245.00	55.00	300.00

(注) 『農地制度資料集』第10巻より作成。奨励金・補給金・生産確保補給金は、自作農では、管理米として出荷したものに、小作農では、管理米として出荷したもの、および小作料として納付したものに交付された。なお、45年産米は、3回改定され、最終的には、生産者米価300円と決定された。

表8 新潟県における自創資金申込反別

	自創資金 申込反別A	小作地B 面積(1940年)	$\frac{A}{B} \times 100$
	町	町	
北蒲原郡	6,217.9	23,370	26.6
中蒲原郡	3,146.1	16,459	19.1
西蒲原郡	2,317.5	15,067	15.3
南蒲原郡	3,272.1	9,654	33.8
東蒲原郡	175.2	1,151	15.2
三島郡	1,197.1	6,712	17.8
古志郡	356.2	6,914	5.1
北魚沼郡	487.1	4,409	10.8
南魚沼郡	551.0	4,561	12.0
中魚沼郡	1,008.8	4,461	22.6
刈羽郡	221.1	6,016	3.6
東頸城郡	775.9	4,151	18.6
中頸城郡	668.5	17,958	3.7
西頸城郡	45.8	2,973	1.5
岩船郡	2,221.7	6,209	35.7
佐渡郡	—	4,187	—
県計	22,657.0	134,241	16.8

(注) 『新潟県農地改革史』改革願末36ページより、昭和18年度の申込反別である。

で農業生産力の発展をはばんでいる地主的土地所有を形骸化し、障害を取り除くことを迫られる。その具体的なあらわれが1941年からはじまる二重米価制であり、42年に制定された食糧管理法である。結論的に述べるなら、この二重米価制と食糧管理体制がセットとして運用されたため、それまで果たされなかった地主的土地所有の制限が実質的におこなわれ、地主的土地所有の内実は大きな変容をこうむらざるをえなかった。すなわち、表7に

しめしたように地主米価より生産者米価が高く定められ、かつ小作料として地主に納入さるべき米も、地主の飯米部分を除きすべて管理米として政府管理倉庫へ小作人に直接運びこませる方針をとったため、実質的に小作料の低下と金納化がはかられる結果になったのである。

こうして政府は、実質的に地主的土地所有を制限する方向に踏み切らざるをえず、農民的改革方向を力で押し潰しておきながらも、生産力増強の方策は地主的道ではありえず、農民的な方向しかないことを認めさせられたかたちになる。そして現実には小作料の引下げと金納化が実質化された以上、当然のことながら自創政策にも大きな影響が予想される。表8は新潟県の自創資金借入申込反別をしめしたものである。これによると、申込反別の大きさ——1926年から1941年までの創設・維持実績が3,336町歩であるのにたいして、43年度だけで22,657町歩の申込がある——、とりわけ小作争議の本場でもあった蒲原四郡の申込反別の大きさに驚かされる。これは、わずか一県・一年度の事例であるが、実質的に地価算定の基準となる小作料が安くなり、自創政策の内実が大きく農民的改革方向に近づいたことに対する農民の反応とみることが出来る。つまり、戦時体制下にあっても、地主的土地所有解体＝再編の方向をめぐる二つの対抗・緊張関係がいぜんとして存在していたことがこのような農民の反応を出現させたといえよう。

しかし、天皇制ファシズムの遂行する侵略戦争と、そのもとの生産力主義は基本的には破綻せざるをえず、生産の増大に成功しない。むしろ「農業労力ノ不足並ニ肥料資材ノ配給減等農業生産条件ノ悪化ニ伴ヒ小作地返還ノ傾向著シク延テハ耕作廃止ヲ生ズル虞有之」(1944年10月10日、群馬県経済第一課長から各市町村に宛てた「小作地返還及耕作廃止ニ関スル措置ノ件依命通牒」) 旧

桂萱村役場史料より一)といった状態であり、かかる危機的状況のなかで、それに対処するものとしての生産力主義でしかない。真に生産力を発展させるには、単に農民的改革方向を追認するだけでなく、その方向をおしすすめる主体としての農民の自主性を重んじ、農民組織を発展させることと結びつかなければならないのはいうまでもない。天皇制ファシズムの生産力主義は、これとは反対に農民組織を破壊し、農民の自主性を徹底的に抑圧したところに成立している。したがって、天皇制ファシズムは地主的土地所有解体=再編の方向をめぐる二つの対抗のうち、生産力増強という至上命題の前に、結局は農民的方向を支持せざるをえず、そのことが二つの対抗の帰趨に大きな影響を与えたにしても、ついに生産力の

発展をもたらすことはできず、天皇制ファシズムみずからが生産力発展にとって桎梏となっていることを暴露したとすることができる。

Ⅲ 農地改革と農民闘争

地主的土地所有解体の方向をめぐる二つの対抗は、戦時体制下において、農民的改革方向に一步近づかたちになったことを確認したが、天皇制ファシズムの崩壊後、占領軍当局によってすすめられた侵略の経済的基礎を解体する作業の一つである農地改革によって、この対抗のあり方・帰趨はいかなるものになったかを検討するのがここでの課題である。

しかし、その場合ここでは、農地調整法の改正や自作

表9 地主の土地取上げに基因する争議

		東 北 型		近 畿 型		全 国 (北海道を除く)	
		実 数	比 重	実 数	比 重	実 数	比 重
1945年 8月15日	件 数	3,055	0.53	4,997	1.30	23,259	0.97
	うち返還せしめたもの	1,101	(36.0)	1,713	(34.2)	9,014	(38.7)
~46年 8月14日	面 積	1,162	0.24	1,268	0.68	6,801	0.47
	うち返還せしめたもの	276	(23.7)	312	(24.6)	1,689	(24.8)
1946年 8月15日	件 数	13,353	2.35	2,924	0.76	52,638	2.20
	うち返還せしめたもの	4,179	(31.2)	462	(15.8)	20,252	(38.4)
~47年 8月14日	面 積	2,843	0.59	436	0.23	6,747	0.47
	うち返還せしめたもの	660	(23.2)	67	(15.7)	2,464	(36.5)
1947年 8月15日	件 数	6,961	1.22	4,596	1.20	37,618	1.57
	うち返還せしめたもの	2,996	(43.0)	1,690	(36.7)	13,953	(37.0)
~48年 6月30日	面 積	1,639	0.34	710	0.38	4,954	0.34
	うち返還せしめたもの	495	(30.2)	165	(23.2)	1,445	(29.1)
1949年度	件 数	1,430	0.25	645	0.16	4,650	0.19
	うち返還せしめたもの	617	(43.1)	425	(65.8)	2,345	(50.4)
(仮) 累 計	件 数	24,799	4.38	13,162	3.43	118,165	4.94
	うち返還せしめたもの	8,893	(35.8)	4,290	(32.5)	45,564	(38.5)

(注) 『農地改革類案概要』780ページ、『農地改革に関する統計資料』(『農地改革執務参考資料』第54号)104ページより作成。1) 比重は、件数については、1948年12月31日現在の「実績調査」による買収された地主戸数で除したものの。2) 面積については、1950年7月2日現在の買収面積で除したものの。3) 「うち返還せしめたもの」の比重は、件数、面積にたいする比重である。

農創設特別措置法等の農地改革関係法令自体の性格，それらの成立過程の分析には主眼をおかず，改革の実施過程に焦点をあてて検討したい。なぜなら，農地改革関係法令自体が地主的改革であったか，農民的改革であったかということについては，かたちのうえでは自作農創設政策であるから地主的再編方向に添うものであるにしても，実質的には小作料の低額金納化，保有小作地の大幅な制限，農地委員会の民主的刷新を基礎としており，農民的改革方向に添うものであったということに歴史的評価が定まっていると考えられるからである。また，農地改革関係法令自体は占領軍の上からの指令により強力に成立せしめられたという側面が強く，改革関係法令成立までの政治過程のなかに農民闘争の歴史的・具体的諸相とのかかわりを見ることはきわめてむづかしいと考える。もちろん，戦後の日農の動きをはじめとする農民運動が改革法令の成立に果たした役割は高く評価されなければならないし，そのことが改革法令の性格を見究めるうえでの一重要点をなしていることは否定できない。しかし，最も農民の動向が鮮明になり，地主の抵抗もはげしくなるのは改革実施過程そのものであるし，戦前以来の農民闘争の地域的展開とのかかわりがはっきりしてくるのもこの実施過程にほかならない。したがって，農地改革によって創出された自作農的土地所有が地主的土地所有の解消形態として，つまり真にこの土地所有を否定した所産として成立しているかどうかを見究める鍵も，改革実施過程における農民と地主との対抗関係を正確に確定するなかにあると考える。

農地改革必至とみられる情勢のなかで，地主は土地取上げ・闇売り・闇小作料の収納等，さまざまな手段をもちいて改革阻害の攻勢にでる。とくに土地取上げは，敗戦から46年半ばまでで25万件，つぎの1年間で20万件余と推定されており（『農地改革顛末概要』979ページ），地主の抵抗がきわめて広範であったことがわかる。表9

は土地取上げ総件数に比べれば，まったく冰山の一角にすぎないが，農林省が争議として把握したものをしめしたものである。これによると土地取上げ争議は第二次改革の開始前後一年間に集中していること，しかもこの時期では圧倒的に東北型において多く発生していること，さらには争議のうち地主への返還が実現しているものの割合も東北型において高いことが指摘できる。地主の土地取上げという地主的再編の動きは，量的にも質的にも東北型において顕著であったといえる。

このことは表10によっても確認できる。すなわち，異議申立てについては近畿型のほうが件数・比重とも多くなっているが，訴願裁決までもちこまれるもの，さらには訴訟にまでもちこまれるという強固な抵抗をしめすものは東北型において多く，とりわけ農地改革自体が憲法に違反するとして違憲訴訟を提起しているものは圧倒的に東北型であり，近畿型では皆無である点が注目される。

また，地主のサボタージュや抵抗により改革事務がすすまず，そのため農地委員会の解散を命じられたり，農地委員会の権限が代行された事例をしめした表11によっても，東北・九州といった地主的土地所有が強固に保たれた地域に多く，近畿はまったくとるに足りないことが確認できる。

事実，地主団体の動きは東北地方で活発であり，農林省も東北地区にかぎって地主団体の動向を調査している（農林省農地部「東北地区地主団体の動向——反改革運動の一形態」『農地改革執務参考資料』13号）。しかもこの場合の運動の中心は「我々は少くとも十町歩以上の地主諸君の総参加を期待する。……書面は名簿の入手難から県内三十町歩以上の地主諸君にのみ差上げたので貴所の十町歩以上の地主諸君へ御回覧の上同志を糾合して頂ければ幸甚この上なき次第であります」（同前）とあるように，明らかに大地主層が中心であった。以上より，実質的には農民的改革方向をとっている農地改革にたいす

表10 地主の異議申立・訴願・訴訟（1947～49年の累計）

	東 北 型		近 畿 型		全国（北海道を除く）	
	実 数	比 重	実 数	比 重	実 数	比 重
異議申立件数	13,542	2.39	18,983	4.96	93,496	3.91
訴願裁決件数	5,825	(43.0)	6,442	(33.9)	24,363	(26.0)
訴訟件数	1,274	(21.8)	856	(13.2)	4,107	(16.8)
うち違憲訴訟	74	(5.8)	—	(—)	119	(2.8)

（注）『顛末概要』776ページより作成。1）比重は，異議申立件数については1948年12月31日現在の「実地調査」による買収された地主戸数で除したもの。2）訴願裁決件数については，異議申立件数にたいするもの。3）訴訟件数については，訴願裁決件数にたいするもの。4）違憲訴訟件数については，訴訟件数にたいするもの。

表11 市町村農地委員会の解散・権限代行事例

		解散事例	権限代行事例	合計
東	北	7	21	28
関	東	1	3	4
北	陸	—	1	1
東	山	2	7	9
東	海	1	—	1
近	畿	—	1	1
中	国	5	5	10
四	国	1	3	4
九	州	3	10	13
合計		20	51	71

(注) 1947~49年、「農地改革に関する統計資料」(『執務参考』54号133~134の表)および、「農地改革資料」(『農地改革執務参考資料』より拾って集計したもの)。

解散事例は約30、権限代行の事例は63あるとされている(『願末概要』244~245ページ)が確認したもののみ集計した。

る抵抗は、大地主層を中心とした東北型においてよりはげしく展開されたと結論できる。

一方、このような地主の攻勢にたいする農民側の対応はいかなるものであったか。地主の土地取上げにたいする集団耕作の実施、小作料引下げ・金納化の闘争、長野県塩尻村のような土地管理運動、供出・税金闘争とからんだ「隠し田」摘発の闘争等、きわめて多面的であった。これは地主の改革阻害の攻勢が多面的であったことと照応する。しかも特筆しなければならないことは、表12に示したような農民組織率の驚くべき高さであり、この点は戦前小作争議段階ではみられなかったことであ

る。地主の土地取上げをはじめとする動きが未曾有のものであったことにまさに対応して、農民の動きも日農等を中心として未曾有の盛りあがりを見せたのが、この改革実施段階であった。

そしてここでとくに注目したい点は、全体としては日農の組織が優勢であるにしても、東北型における日農の組織の圧倒的優位、近畿型における全農(平野派)の進出が対比されることである。また表13は、地主の閥小作料の収取や土地取上げを防止し、改革を推進するうえで効果があったといわれる農民組合・農業会等による小作料の一括納入の実施状況をしめしたものである。これによると、一括納入は、未報告県が半分あるのでまったく正確とはいえないが、東日本でより普遍的に実施されていたことがわかる。さらに表14は、市町村農地委員会の会長を小作委員で占めた割合をしめしたものであるが、これによっても東北型においてより小作委員の比重が高いことがわかる。

つまり地主の反改革攻勢の強さに比例して、農民の動きは東北型においてより活発となっているのである。全農と比較してより階級的立場を明確にしていた日農が東北型でより支持を受けていることも、地主の反改革攻勢に対応して農民の改革貫徹の要求が東北型においてより強かったことの反映とみるべきであろう。事実、農地改革をめぐって地主と農民がよりはげしく、より深刻に争ったのは東北型においてであり、表15、表16に示したようなりコール件数の東北型における多さ、にもかかわらず再選者割合は東北型に多いという関係は、そのことをあらわしている。

表12 農民組合組織率

		A			B		農家戸数 戸
		日農組合員	全農組合員	その他共計組合員	日農組合員	全農組合員	
東北型	実数	339,648	18,486	508,028	480,443	134,342	1,310,877
	比重	25.9	1.4	38.7	36.6	10.2	100.0
近畿型	実数	126,333	34,834	208,538	325,970	227,500	1,056,271
	比重	11.9	3.2	19.7	30.8	21.5	100.0
全国	実数	1,007,556	219,355	2,106,930	1,820,532	998,452	6,246,913
	比重	16.1	3.5	33.7	29.1	15.9	100.0

(注) A: 農林省調査(1949年末), B: 各組合本部調(1949年1月)。

農家戸数は、「農地統計調査」(1949年)の結果(『願末概要』646ページ)。組合員については「農地改革に関する統計資料」(『執務参考』54号)所載。

農地改革の歴史的性格（西田）

表13 小作料一括納入の実施状況（1947年末現在）

	全県	大部分	一部	少数	なし	未報告	計
東日本	2	3	3	1	1	11	21
西日本	—	1	4	3	5	11	24

（注）『執務参考』第5号より作成。

表14 市町村農地委員会長に占める小作会長割合

	1948年3月	48年12月	49年8月
	%		
東北型	26.1	27.3	7.7
近畿型	21.7	23.2	7.2
全国	24.8	26.6	7.7

（注）1948年3月と48年12月の数値は、『農地改革に関する統計資料』（『執務参考』第48号）20ページ。1949年8月の数値は、『第二回市町村農地委員選挙報告』（『執務参考』第52号）。なお、49年8月の選挙から、農地委員数の階層区分が、小作：地主：自作＝2人：2人：6人と改められた。それまでは、5人：3人：2人であった。

ではなぜ農地改革という時点で、東北型において地主と小作人の争いがはげしくならざるをえなかったのか、このことを追求しなければならぬ。図2は、農地解放率と戦前小作争議との相関をしめしたものであるが、第一に解放率は不在大地主の多い東北型で高く、保有1町歩までの小作地を認められた在村中小地主の多い近畿型で低くなっており、そのかぎりではまさに東北型・近畿型それぞれの地主的土地所有のあり方に規定された結果といえる。しかし第二に、東北型・近畿型それぞれの内部で戦前小作争議との相関をみると、東北型における正の相関、近畿型における逆相関もしくは無相関がみられ

表16 市町村農地委員のリコールにもなる再選挙の結果

		小 作		地 主		自 作		リコール 人員 計	再選挙計
		リコール 人員	再選挙数	リコール 人員	再選挙数	リコール 人員	再選挙数		
東北型	人員	305	168	60	28	40	18	405	214
	割合	100.0	55.0	100.0	46.6	100.0	45.0	100.0	52.8
近畿型	人員	172	89	31	12	28	8	231	109
	割合	100.0	51.7	100.0	38.7	100.0	28.5	100.0	47.1
全国	人員	2,050	1,323	433	231	268	129	2,751	1,683
	割合	100.0	64.5	100.0	53.3	100.0	48.1	100.0	61.1

（注）出所、前表に同じ。

表15 農地委員のリコール件数

（1947年1月～48年6月）

		リコール件数				農地委 員会数
		小作	地主	自作	計	
東北型	件数	61	20	19	100	2,382
	割合	2.56%	0.83	0.79	4.19	100.0
近畿型	件数	36	9	15	60	2,210
	割合	1.62	0.40	0.67	2.71	100.0
全国	件数	420	145	131	696	11,038
	割合	3.80	1.31	1.18	6.30	100.0

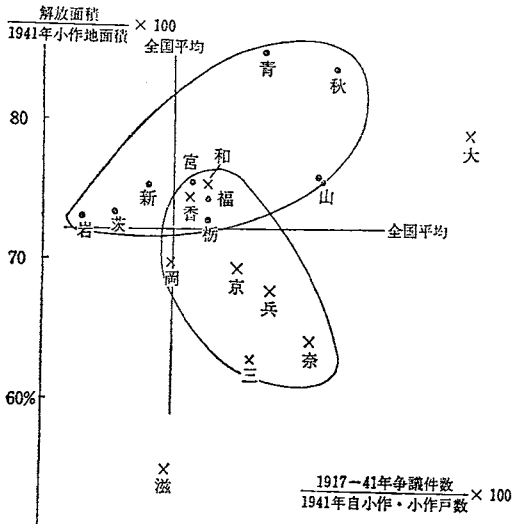
（注）『農地改革に関する統計資料』（『執務参考』46号）21～22ページ。農地委員会数は1949年8月現在の数。全国の比重が高いのは、関東地区・九州地区（区分すれば、東北型に入ると考えられる）のリコール件数が多いためである。

ることである。

この点是不十分にしか確認できなかったが、表17、表18の山形・新潟という東北型に属する県、および表19の近畿型に属する香川県の郡別検討をおこなっても同じことがいえる。すなわち、山形県においては庄内地方の農地解放率の高さ、小作争議比重の高さとしてしめされ、新潟県においても蒲原4郡のあらゆる指標の相関関係がしめされている。これに反して、近畿型に属する香川県の場合は、むしろ相関関係はみられないといったほうが正確である。

このような農地解放率と小作争議比重の相関にあらわれた東北型と近畿型の違いは、明らかに、戦前小作争議——地主的土地所有解体の方向をめぐる二つの対抗——

図2 小作争議と農地解放面積の相関



(注) 解放面積は1950年7月2日現在(『顛末概要』121ページ)。

のあり方の違いに根本的な原因があると思われる。つまり先に触れたように、近畿型ではつねに農民的改革方向をめざす小作料減免争議が小作権関係争議を凌駕していたのに対し、東北型では争議が本格化する昭和期以降、逆につねに地主の土地引揚げを必死になって防止し

表17 山形県の指標

	農地解放率	小作会長割合	小作争議比重	自創資金貸付金額比重
西田川郡	89.8	18.7	2.41	30.44
飽海郡	85.5	37.5	13.71	76.85
東田川郡	84.5	21.4	5.92	37.72
西村山郡	81.9	23.8	1.98	21.40
東村山郡	80.6	13.6	17.1	11.91
北村山郡	76.0	未定	2.84	13.60
最上郡	75.7	21.0	2.84	47.91
東置賜郡	74.5	15.0	2.67	76.48
西置賜郡	70.8	未定	3.08	49.97
南置賜郡	62.4	9.0	1.81	36.44
南村山郡	56.3	23.5	1.06	4.43
県平均	78.6	17.4	3.54	37.88

(注) ① 農地解放率は1950年7月2日現在解放面積 / 1941年小作地面積 × 100
 ② 小作会長割合は『顛末概要』699ページより算出。
 ③ 小作争議比重 = (1922~39年小作争議件数 / 終戦時自小作・小自作・小作農家戸数) × 100 (『顛末概要』675ページ、『山形県農地改革史』84ページ)
 ④ 自創資金貸付金額比重 = (1926~1938年貸付金額 / 終戦時自小作・小自作・小作農家戸数) × 100 (『山形県農地改革史』108ページ)。

表18 新潟県の指標

	農地解放率	小作会長割合	小作争議比重	農民組織率	争議参加人員比重	自創資金申込反別比重
中蒲原郡	92.2	40.0	8.6	61	1.59	19.1
北蒲原郡	92.0	30.3	9.8	69	3.01	26.6
西蒲原郡	90.2	29.4	5.6	23	0.72	15.3
南蒲原郡	85.9	70.5		32		33.8
岩船郡	84.3	34.7		16		35.7
中頸城郡	82.3	20.4		3		3.7
三島郡	80.2	33.3		3		17.8
古志郡	75.7	10.7		8		5.1
東頸城郡	73.4	14.2		—		18.6
東蒲原郡	71.6	45.4		—		15.2
南魚沼郡	71.4	27.7		10		12.0
刈羽郡	68.4	26.9		—		3.6
北魚沼郡	68.3	14.2		0.2		10.8
中魚沼郡	65.3	27.2		—		22.6
西頸城郡	64.4	25.0		4		1.5
佐渡郡	61.0	36.0		16		—
県平均	82.6	29.6	3.2	20	0.77	16.8

(注) ① 農地解放率は前表に同じ。
 ② 小作会長割合は前表に同じ。
 ③ 小作争議比重 = (1922~1937年小作争議件数 / 終戦時自小作・小自作・小作農家戸数) × 100 (『市島家の地主構造』234~236ページ)。
 ④ 農民組織率は1927年のもの(『新潟県農地改革史』改革編末、1127ページ)。
 ⑤ 争議参加人員比重は③と同じ方法で算出。
 ⑥ 自創資金申込反別比重は表8より。

表19 香川県の指標

	農地解放率	小作会長割合	1927年日農組合員比重
香川郡	79.7	50.0	6.7
仲多度郡	76.2	40.0	18.3
木田郡	74.1	62.5	14.9
大川郡	70.6	52.1	10.8
綾歌郡	66.9	37.0	25.1
三豊郡	63.7	41.6	9.9
小豆郡	60.7	50.0	0
県平均	71.8	46.0	15.4

(注) ① 農地解放率は1950年3月2日現在のもの、分母は、1940年小作地面積(『香川県統計書』『香川県農地改革三年史』)
 ② 小作会長割合は同上『三年史』より計算。
 ③ 日農組合員比重 = (1927年日農組合員数 / 1940年自小作・小作数) × 100 (農民運動史研究会編『日本農民運動史』780~782ページ)。

ようとする小作権関係争議が圧倒的であり、小作料減免

争議は一般的にはきわめて少なかったという違いである。そして、このような違いは図1に示したような小作争議のあり方の違いに、さらには1936年の小作慣行調査にも反映していることを指摘しておいた。つまり、このような東北型と近畿型の違いからいえることは、農地改革の時点で農民の直面している課題が、東北型と近畿型ではその重みにおいて相当異なっていたのではないかということである。東北型では全体として地主的再編方向が圧倒していたため、農地改革の実施はより切実な要求であったのにたいし、近畿型では農民的改革方向を相対的にではあるがある程度つらぬいており、東北型ほどの切実さはなかったのではないかと考える。したがって東北型における小作争議件数の多さは、必ずしも農民の力量の多さをあらわしておらず、むしろ地主の攻勢の多さ・強さを表現していると考えられるのであり、そのことは逆にいえば争議の多いところほど農地改革実施の切実度は高いということである。また、これとの関連で近畿型について触れれば、争議の多さは農民の力量を直接反映しており、むしろ戦前小作争議が多いところほど相対的に農民的改革方向をつらぬいていたといえる。こうした違いをもっていただけると、図2のような東北型における正の相関、近畿型における逆相関もしくは無相関といった関係がでてきたと考えられる。

事実、先に指摘したように、農地改革実施過程における地主の抵抗と、この抵抗をおさえて改革を実施させようとする農民の動きは東北型においてはげしく、近畿型では東北型ほどの動きはみられないのであるから、このような推論は十分成り立つと考える。

その意味では農地改革が占領軍の指令にもとづき、上から一律に実施されたにもかかわらず、改革実施過程においては、小作争議段階以来の農民的改革方向をめざす農民と地主的再編方向をめざす地主との対立・対抗という階級闘争を媒介とせざるをえず、そのことによって農地改革は体制的に自作農的土地所有を創出することが可能になったといえる。したがって、最初に示した自作農的土地所有は地主的土地所有の解消形態として、つまり地主的土地所有を歴史・具体的に否定する運動の所産として生じているかどうかという点とのかかわりでいえば、戦前小作争議段階以来の二つの方向の対立・対抗の決着が農地改革によって最終的につけられたということであり、まさに地主的土地所有の解消形態として自作農的土地所有は創出されたといえる。そのかぎりでは、自作農的土地所有を不十分とはいえ「農民的土地所有」として評価していいのではないかと考える。

IV 「再版原蓄」と農地改革

—まとめにかえて—

農地改革により不十分とはいえ「農民的土地所有」としての自作農的土地所有が創出されたことを明らかにしてきたが、農地改革の歴史的性格を考える場合、あるいは創出された自作農的土地所有の内実を考える場合、農地改革と並行して強行された低米価強権供出・重税等の農業収奪政策との関連を抜かすことはできない。

周知のようにアメリカ占領軍にとっては、戦後の食糧危機をのりきり農業を日本資本主義再建の基盤としうるかどうかは、日本を反共軍事基地の砦としうるかどうかの重要なポイントであった。したがって占領軍の46年後半以降の直接的かつ主要な農業にたいする関心は、低価格を基礎とした食糧を確保し、低農産物価格＝低賃金の相互規定関係をつくりだすことにあった。46年12月の傾斜生産方式の決定、47年7月の新物価体系の設定それ自体、日本資本主義の再建に主要な狙いがあり、農業はそのための基盤としてのみ期待されていることがしめされているといえるが、さらにそのことを農業政策として具体化したのが価格パリティ方式にもとづく低米価強権供出であり、農民に不当に重い所得税制であった。しかしこれをただちに強行しても、戦時中の掠奪生産の結果農業経営はきわめて不安定になっており、そのような収奪の基盤たりえないのが実情であった。したがって、低米価強権供出、重税という「再版原蓄」政策を強行するためにも、一定程度農民の側における蓄積基盤の回復をはかっておくことが不可欠であったのであり、その手段として農地改革が位置づけられていたという側面を見落とすことはできない。事実、すでに45年12月農林大臣松村謙三は、衆議院での農地調整法改正についての審議のなかで「堅実ナル農家及び農村ヲ育成シ、此ノ基礎ノ上ニ凡ユル食糧問題・農村問題ヲ解決シナクテハナラナイ」（戦後日本農政史刊行会『戦後日本農政史資料総攷』21ページ）として、農地改革と食糧問題が一体のものであることをしめしている。

しかし、このように農地改革が「再版原蓄」の一環として位置づけられていたことは、農民にとってみればやっとならぬ農地改革によって得られた蓄積の可能性をただちに破壊されるということの意味しており、自作農的土地所有の危機を招くものといわなければならない。事実、農林省当局も48年、供出や税金が農地改革の遂行にどのような悪影響を与えているかを調査することを余儀なくされている。ここでは、この調査の結果を参考にしつつ、低米価強権供出・重税と農地改革の関連を考えてみたい。

この調査によれば、耕作放棄や作付転換は「程度の差こそあれ全国的」（「最近における農地事情——供出・税金等に基づく耕作放棄又は作付転換」『執務参考資料』第4号）であり、その原因は「過重な供出と実情を無視した所得税更正決定の圧力であることはいうまでもない。諸報告はいずれも土地生産力差を無視した面積割の供出割当と課税に原因をかかげている」（同上）としている。つまり、供出と重税が農業経営破壊の原因であることを認めているのである。さらにこの調査によれば、耕作放棄にとどまらず、自作農を創出するという農地改革自体に悪影響を与えていることがわかる。すなわち「農民の手持金殆んど皆無となり、農地对価支払に際して割賦払を希望するもの増加す。低収田については耕作者の買受意欲激しく衰え、県下においても現買収済農地14,138町歩に対し、売渡希望せざるもの202町歩程度続出している状況なり」（同上）とか、「金沢農地事務局の調査によると、富山で約50町、石川で約7町が買収になったままで売渡不能となり、埼玉県農地部の報告によると332町余が買受希望がないということである」（同上）といった状態がそれをしめしている。これは税金・供出の重圧を小作料支払の減少ではカバーしえず、土地所有それ自体を放棄していく姿をしめしている。しかしこのことは、農地改革がなかったならば、低米価強権供出、重税はまったく不可能であったことを逆に証明している。むしろ、静岡の一農民が「政府は農地改革をやって吾々耕作農民の味方になってくれたが、同じ政府が吾々にとうてい不可能なる不当供出及税金をかけてくる。かくなれば、吾々には、政府の農調法を作った真意を疑わざるを得ない」（同上）といっているように、まさに低米価強権供出、重税を貫徹させる基盤をつくるためにも農地改革は不可欠であったという関連を把握する必要があることをしめしている。

そしてこのような関連こそは、マルクスが分割地所有の分析のさいにしめた歴史的条件と、農地改革によって創出された自作農的土地所有のおかれた歴史的条件の決定的差異なのであり、単純に「農民的土地所有」と規定しえない根拠をなしていると考えられる。しかし、このような「再版原蓄政策」によってまったく不十分にされた自作農的土地所有ではあるが、改革後の急速な生産力の上昇、とりわけ1950年代に近畿型との逆転をみせるほどの東北型の生産力の上昇を考えるなら、やはり農地改革の意義は正当に評価されねばならず、どんなに不十分であっても「農民的土地所有」として把握しておく必要があると考える。